

(1) 北本市空き家バンクの開設について

■北本市空き家バンク制度の概要

【名称】

北本市空き家バンク制度

【開設について】

平成30年11月22日に北本市、鴻巣市、上尾市、桶川市及び伊奈町と埼玉県宅地建物取引業協会彩央支部と協定を締結し、県央地域の4市1町で連携をした空き家バンクを4月1日より開設する予定です。

本市と他の市町の制度内容及び様式が共通しているため、県央地域で空き家バンクを活用したい方にとって利用しやすい制度としました。

【内容】

本空き家バンクでは売買や賃貸借の他に、宅地建物取引主任士と空き家の利活用などの相談ができる制度も設けました。

(1) 空き家の活用相談（空き家の所有者）

所有している空き家の利活用や解体後の跡地の利用等について、宅建業者と無料相談をすることができます。

(2) 物件登録（売りたい人、貸したい人）

空き家の売却等を希望する場合、その空き家の存する市町に物件登録をして、空き家バンクのホームページに掲載します。

協会の会員である宅建業者が売買等の仲介をします。

(3) 利用登録（買いたい人、借りたい人）

空き家バンクを利用して物件購入等を希望する場合、利用登録をします。本市以外の県央地域内の市町で利用登録をしたい場合、本市で手続きをすれば希望した市町の登録ができます。